

大和市条例第2号

大和市介護保険条例の一部を改正する条例

大和市介護保険条例(平成12年大和市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「平成30年度から平成32年度まで」を「平成30年度における保険料率は、これらの規定にかかわらず30,773円とし、平成31年度及び平成32年度」に、「30,773円」を「25,644円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、当該規定にかかわらず39,321円とする。

4 第1項第4号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、当該規定にかかわらず49,579円とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。